

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 細則第1号</p> <p>第1条～第2条 省略 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長 二 大学教育センター長 三 教育研究評議員を兼ねる副部局長 1人 四 工学府・工学部及び農学府・農学部教育委員会委員長並びに生物システム応用科学府学務委員会委員長 五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人 七 大学教育センターから選出された教員 2人 八 国際センター教員 1人 九 総括チームリーダー (学生担当) 十 学務チームリーダー 十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第8条 省略</p> <p>(作業部会)</p> <p>第9条 委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。</p> <p>一 e ラーニング作業部会 二 その他委員会が必要と認める作業部会</p> <p>2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表2のとおりとし、委員会がこれを</p>	<p>第1条～第2条 省略 (現行どおり) (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長 二 大学教育センター長 三 教育研究評議員を兼ねる副部局長 1人 四 工学府・工学部及び農学府・農学部教育委員会委員長並びに生物システム応用科学府学務委員会委員長 五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 六 削除 七 大学教育センターから選出された教員 2人 八 国際センター教員 1人 九 総括チームリーダー (学生担当) 十 学務チームリーダー 十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第8条 省略 (現行どおり)</p> <p>(作業部会)</p> <p>第9条 委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。</p> <p>一 e ラーニング作業部会 二 その他委員会が必要と認める作業部会</p> <p>2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表2のとおりとし、委員会がこれを</p>	

<p>定める。 3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表1 省略</p> <p>別表2</p>	<p>定める。 3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第10条～第13条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表1 省略（現行どおり）</p> <p>別表2</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業部会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>eラーニング 作業部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 技術経営研究科から選出された者 1人 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	作業部会名称	委員構成	所掌事項	eラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 技術経営研究科から選出された者 1人 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業部会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>eラーニング 作業部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 ・（削る） 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	作業部会名称	委員構成	所掌事項	eラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 ・（削る） 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 	
作業部会名称	委員構成	所掌事項												
eラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 技術経営研究科から選出された者 1人 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 												
作業部会名称	委員構成	所掌事項												
eラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育委員会から選出された者 1人 工学府・工学部から選出された者 2人 農学府・農学部から選出された者 2人 生物システム応用科学府から選出された者 1人 連合農学研究科から選出された者 1人 ・（削る） 総合情報メディアセンターから選出された者 2人 国際センターから選出された者 1人 図書館から選出された者 1人 大学教育センターから選出された者 1人 eラーニング担当職員 1人 その他作業部会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングに関すること ：連携大学院遠隔教育の推進 ：学内遠隔教育（農工間）の検討 ：教育メディアコンテンツの検討・開発 ・その他必要な事項 												

附 則（23細則第2号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。